

福島市優良建設工事表彰要綱

最終改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、福島市（以下「市」という。）及び福島市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する土木、建築その他の建設工事（以下「工事」という。）の適正な施行の確保と技術の向上を図るために、他の模範となる、優れた建設工事（以下「優良建設工事」という。）に対する優良建設工事表彰及び災害復旧工事等において困難な条件を克服して迅速な復旧や現場状況への対応等で災害復旧に寄与した工事（以下「災害復旧工事」という。）に対する災害復旧工事特別表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰対象工事等)

第2条 優良建設工事表彰の対象とする工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 表彰する年度の前年度において竣工した工事で、1件の請負金額が500万円以上の工事であること。
- (2) 別表第1に掲げる福島市競争入札参加停止等取扱要綱（平成11年4月1日施行）又は福島市上下水道局競争入札参加停止等取扱要綱（平成23年4月1日施行）に定める競争入札参加制限措置に該当する施工者にかかる工事でないこと。
- (3) 表彰の対象とするのは、工事請負有資格業者名簿に掲載のある市内に本店、本社（支店、営業所、出張所、代理店を除く。）を有する者（以下「市内業者」という。）にかかる工事とする。

ただし、表彰する年度の前年度までに、福島市内に本店、本社の移転（法務局の登記）が完了されていない者を除くものとする。

- (4) 共同企業体については、市内業者のみによる共同企業体にかかる工事を基本とする。
- (5) 土木・建築（設備）工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が80点（標語「良好」）以上の工事であること。
- (6) 別表第2の区分に応じ、当該工事の施工実績欄に該当する者にかかる工事であること。

なお、工事の施工実績の評定点の平均点が75点（標語「普通」）以上であることとする。

2 災害復旧工事特別表彰の対象とする工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事のうち、次の各号に該当するものとする。

- (1) 困難な条件を克服して迅速な復旧や現場状況への対応、地域への貢献等で災害復旧に寄与したと認められるもの。
- (2) 前項第1号から第5号の各号に該当するもの。

(部門)

第3条 優良建設工事の表彰部門は、別表第3のとおりとする。

2 災害復旧工事については、別表第3に掲げる該当部門に含まれないものとする。

(審査委員会)

第4条 表彰することが相当と認められる工事（以下「表彰候補工事」という。）を選考し、市長へ上申するため、福島市優良建設工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

(推薦)

第5条 委員会の副委員長は、工事を担当した部長（上下水道局長を含む。）に対して、第2条第1項に該当する工事の中から表彰工事として推薦に値すると認められる工事（以下「推薦工事」という。）の推薦を依頼するものとする。

ただし、次の各工事は推薦の対象としないものとする。

- ア 定期的に行う修繕工事
- イ 施工箇所が複数にわたる建設工事
- ウ 各施設における簡易な建築修繕工事及び小規模な模様替え工事
- エ 各施設における電気設備及び機械設備の簡易な修繕工事

2 工事を担当した部長（上下水道局長を含む。）は、前項の依頼を受けたときは、次の各号に掲げる事項等を総合的に勘案したうえ、工事推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

- (1) 施工体制、施工管理に関すること
- (2) 安全対策に関すること
- (3) 出来形、品質、出来ばえに関すること
- (4) 高度技術、創意工夫に関すること
- (5) 環境対策、地域貢献に関すること
- (6) 工事規模、施工の難易度に関すること

なお、推薦工事の選定にあたり、各所管課は、各部門1工事とするものとする。

3 委員会の副委員長は、財務部長及び上下水道局長に対して、第2条第2項に該当する工事の中から推薦工事の推薦を依頼するものとする。

4 財務部長（市が発注した工事）及び上下水道局長（上下水道局が発注した工事）は、前項の依頼を受けたときは、工事等の担当課長（以下「担当課長等」という。）の意見を附して工事推薦書（様式第1号）により、推薦するものとする。

5 委員会の副委員長は、第2項及び前項の推薦書が提出された場合は、内容を調査し、次の各号の審査資料等を添えて委員会に諮るものとする。

- (1) 推薦工事審査書（様式第2号）
- (2) 推薦工事一覧表（様式第3号）
- (3) 工事推薦書（様式第1号）
- (4) その他委員会が必要と認めるもの

6 前項の場合において、第4項の推薦工事の担当課長等は、第2項に掲げる事項の意見を具申するものとする。

（委員会の審査）

第6条 委員会は、前条の規定により推薦工事の審査資料等の内申があったときは、書類審査及び現地審査を行い、表彰に値する表彰候補工事を選考するものとする。

ただし、現地審査について当該工事箇所が埋め戻し、被覆等、その他特別な事情により現地の確認が出来ない場合、書類審査による審査のみとし、現地審査を省略することができる。

2 委員会は前項の審査の結果を推薦工事審査表（様式第4号）及び推薦工事審査結果表（様式第5号）により、表彰候補工事を選考するものとする。

3 各部門において表彰候補工事がない場合は、対象なしとするものとする。

4 同一年度において、同一施工者の重複選定はしないこととするものとする。

5 委員長は、委員会で選定された表彰候補工事を優良建設工事等表彰候補工事報告書（様式第6号）により市長に上申するものとする。

（表彰）

第7条 市長は、前条の上申に基づき、表彰候補工事から表彰工事を決定し、その施工者を表彰するものとする。

2 市長は前項により表彰工事を決定した場合は、ただちに施工者に福島市優良建設工事等決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、被表彰者について表彰の決定の日から表彰の日までの間において、当該工事にかかる瑕疵の修補若しくは損害賠償請求事由が発生したとき、又は福島市競争入札参加停止等取

扱要綱、福島市上下水道局競争入札参加停止等取扱要綱に定める競争入札参加制限措置に該当したとき、若しくは他工事において粗雑工事をする等、表彰するにあたり著しく不適当と認められるときは、表彰を取り消すことができるものとする。

（表彰の方法）

第8条 表彰は、原則として、年1回とし、市長が賞状を授与してこれを行うものとする。

2 前項の表彰には副賞を添えることができるものとする。

（公表）

第9条 市長は、被表彰者を公表するものとする。

2 市長は、必要に応じて、当該工事の担当技術者（現場代理人又は主任技術者若しくは監理技術者）を公表するものとする。

（庶務）

第10条 表彰に関する庶務は、財務部契約検査課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 福島市優良建設工事表彰要綱の運用基準（昭和56年6月11日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	競争入札参加制限措置
表彰する年度の前年度	2週間以上の競争入札参加停止
表彰する年度の前々年度	2週間を超える競争入札参加停止

別表第2（第2条関係）

区 分	施 工 実 績
土木工事等	1件の請負金額が500万円以上である工事が表彰の対象とする年度及びその前年度において、表彰の対象とする工事の他に1件以上
建築工事及び設備工事	1件の請負金額が500万円以上である工事が表彰の対象とする年度を含め過去4年間に於いて、表彰の対象とする工事の他に1件以上

別表第3（第3条関係）

部 門	定 義
道路	各課の所管する道路改良、交差点改良等、橋梁新設等をいう。
道路維持管理	道路舗装修繕、交通安全施設、橋梁改修等をいう。 （道路植栽を除く。）
河川	河川・水路の事業、水門等をいう。
農林施設	農林事業をいう。 （建築物及び設備を除く。）
建築	各課の所管する建築工事をいう。 （改築及び改修を含む。）
設備	各課の所管する電気設備及び機械設備をいう。 （給排水、空調、衛生の各設備を含む。）
公園・植栽	公園事業並びに各課の所管する各種植栽、河川敷公園をいう。
下水道	下水道事業、農業集落排水事業をいう。 （建築物及び設備を除く。）
上水道	上下水道局の所管する上水道事業をいう。
特殊施設	修景整備、防火貯水槽、処理場施設、駐車場、造成工事等他の部門に含まない建設事業をいう。

道路以外の部門については、補修・改修を含む。